

奈良県告示第二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年十月二十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 解除予定保安林の所在場所 奈良市大保町二四六の三、二四七の二、二五五の二、二五五の三、五三三の二、五三六の二、五三七の二、五三八の一、五三八の二（次の図に示す部分に限る。）、五三九の二、五四〇、五四二の二、五四四の二、五六九の三、五六九の四、五七〇の二、五八九の二、五八九の三、五九二の二、六一八、六三六の二（次の図に示す部分に限る。）、六三六の四
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 三 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県農林部森林整備課及び奈良市役所に備えて置いて縦覧に供する。）